

新規検定試験・検査への標準的手順の採用について（お知らせ）

○はじめに

当協会は労働安全衛生法第 44 条及び第 44 条の 2 に基づく、登録個別・型式検定機関として、13 品目の機械等についての検定を実施しておりますが、検定の実施に関する申請者の皆様方からのご意見、ご要望等を踏まえ、この度、新規個別・型式検定の試験・検査に関して標準的な手順（以下、「標準手順」という。）を定め、平成 30 年 4 月 1 日から、実施することといたしました。その概要は以下のとおりですが、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○標準手順の導入に当たっての検定の方針

標準手順の導入に当たっての検定の方針は次のとおりです。

- 1) 試験・検査のプロセスを明確にし、透明性の向上を図る。
- 2) 一律な方法で試験・検査を実施する。
- 3) 検定機関と申請者の責任分担を明確にする。
- 4) 申請案件を公平、かつ、迅速に処理する。

○標準手順の適用範囲

標準手順を適用する対象は、協会が厚生労働大臣登録を受けている全ての個別・型式検定品目の新規申請品です。

備考. 更新検定、合格証の記載事項変更及び合格証の再交付は、対象外です。

○検定の方針を踏まえた標準手順の特色と概要

今回導入する標準手順は、従来の試験・検査とは、以下の点が異なります。

- 1) 試験・検査手順の明確化
- 2) 試験・検査手順の斉一化
- 3) あらかじめ行った試験の結果（以下、「予備試験結果」という。）を踏まえた試験・検査の実施
- 4) 判定の斉一化と連絡窓口の一本化
- 5) 是正の一括連絡
- 6) 是正処置期限の設定

1) 試験・検査手順の明確化

試験・検査のフローを定め、それを公開することによって、申請者にとって試験・検査の手順が分かり易いものとなります（試験・検査プロセスの見える化）。

2) 試験・検査手順の斉一化

標準手順を定めることによって、担当者間のばらつきを減らします（顧客満足度調査等で指摘いただいた検定員間のばらつきの是正）。

3) 予備試験結果を踏まえた検定の実施

機械等検定規則第6条第1項4号に申請者は、当該型式の機械等についてあらかじめ行った試験の結果（以下、「予備試験結果」という。）を記載した書面を検定機関に提出しなければならないと定めています。予備試験結果は、製造者の防爆設計を反映させた条件で試験を実施して、検定の基準に適合していることを示すものであることから、予備試験結果を踏まえて試験・検査を実施し、判断することを標準の手順とします（関係法令の遵守）。

従来、試験・検査は、検定機関と申請者が共に関わって処理を進めてまいりましたが、是正を巡る措置と責任の所在が曖昧となり、結果として両者の理解に齟齬をきたすこともあったとの反省から、検定機関と申請者の責任を明確に区分することといたしました。具体的には、受付から試験・検査終了までが、検定機関が責任を担う範囲であり、修正箇所等が見つかった場合は、その連絡から修正完了までが申請者の責任範囲となります（責任分担の明確化）。

4) 判定の斉一化と連絡窓口の一本化

試験・検査の方針は、当協会の関係役職員が打ち合わせを行って決定します。また、申請者へ修正等を連絡する検定機関の窓口を検定部に一本化します（顧客満足度調査等で指摘いただいた検定員による判定基準の不統一の是正）。

5) 是正の一括連絡

試験・検査において確認された不備や不適合箇所については、従来は確認の都度、申請者に連絡を差し上げておりましたが、今後はすべて一括して申請者に連絡いたします。これにより、申請者は是正への対応を集中して行うことが可能となるとともに、試験・検査プロセスを把握でき、合否判定までの期間を想定しやすくなります。

6) 是正処置期限の設定

連絡した是正事項等に対して、申請者からの是正報告を受け取り次第、試験・検査の作業を再開し、可及的速やかに最終的な合否の判定を行って、申請者にその結果を通知いたします。なお、申請案件が長期未処理とならないよう、当協会からの是正事項等の連絡からは是正処置の完了までの期間を、通常3ヶ月、最長でも6ヶ月に設定します。また、申請者による是正報告の回数は、原則として1回に限らせて頂きますが、特段の事情により複数回に分けて是正報告を行う場合は、最終の是正報告を以って試験・検査の作業を再開することとなります。さらに、是正報告が6ヶ月以内になされなかった場合、申請者からの是正報告を待たずに、最終的な合否判定に移行させていただきますので、ご注意ください（検定処理の迅速化）。

なお、是正処置ルールの詳細については、[「是正処置運用ルール」](#)をご参照願います。

○標準手順のフロー

標準手順のフローを従来の検定フローを比較して提示します。

[従来の検定フロー／標準手順のフロー図](#)

○標準手順の適用時期

標準手順は、2018/4/1 以降の受付品に対して適用します。

○2018/3/31 時点で未処理品の取り扱い

2018/3/31 以前に受け付けられ、かつ、2018/4/1 時点で処理未了*1 の申請品は、標準手順に切り替えて試験・検査を実施します。既に是正の依頼をしているものも、改めて最終的な是正の連絡を行います。2018/4/1 時点、過去の過程で、既に是正に 3 ヶ月以上かかっている場合は、2018/4/1 以降の是正処置期間は、最大 3 ヶ月とします。それ以外は、6 ヶ月です。

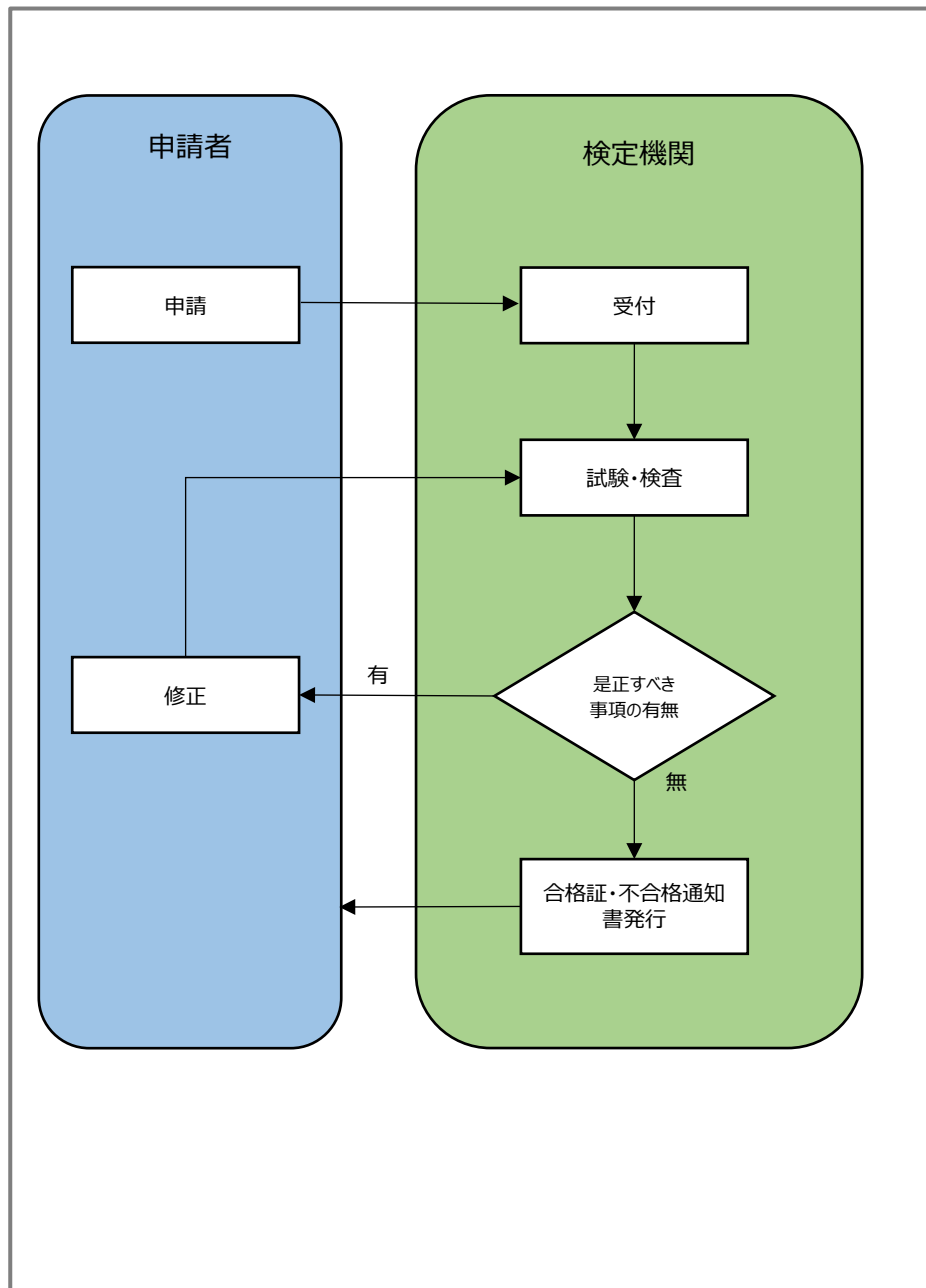
*1 「処理未了」とは、担当検定の試験・検査が未だ終わっていない段階をいいます。

○お問い合わせ先

標準手順について、ご不明な点がございましたら、「[お問い合わせ](#)」からお願いします。

以上

従来の検定フロー



標準手順のフロー

